

研修会・クリニックを新型コロナウイルス関連で欠席した場合、
または主管団体が事業を中止した場合の救済措置について

過日、SAJから本年度の研修会・クリニックをコロナ関連で欠席した場合、救済措置がなくなったことをお知らせしたところでしたが、

この度、SAJより別紙(令和4年10月5日付け、SAJ令和5教第155号)のとおり、急遽、救済措置を講じることになりましたのでお知らせいたします。

なお、万が一コロナ関連で研修会・クリニックを欠席した場合、各会場の総務主任へお問い合わせください。

ただし、次年度以降は救済措置を講じないとのことです。

以上